

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 一般廃棄物処理業(第3条—第10条)
- 第3章 一般廃棄物処理施設(第11条—第19条)
- 第4章 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業(第20条—第23条)
- 第5章 産業廃棄物処理施設(第24条—第27条)
- 第6章 再生利用業(第28条—第35条)
- 第7章 維持管理状況及び処理実績報告等(第36条・第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

第2章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可等の申請)

第3条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第1号様式)又は一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥等)収集運搬業許可申請書(第2号様式)を、同条第6項の規定による一般廃棄物の処分業の許可を受けようとする者は一般廃棄物処分業許可申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(検査及び検査証の交付)

第4条 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、前条第1項の規定による許可申請の際、施設機材について検査を受けなければならない。許可を受けた者が施設機材を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の検査に合格した者(し尿、浄化槽汚泥等に係る一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者に限る。)に対して、一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥等)収集運搬業施設機材検査証(第5号様式)を交付するものとする。

3 前項の規定により検査証の交付を受けた者は、当該検査証を当該施設機材の見やすい場所に表示しなければならない。

(令3規則14・一部改正)

(車両標識の表示)

第5条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者(し尿、浄化槽汚泥等に係る一般廃棄物収集運搬業者に限る。)は、市長が交付する車両標識(第6号様式)を許可車両前部の見やすい場所に表示しなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者(前項に掲げるものを除く。)は、車両標識(第7号様式)を車両の種類に応じて市長が指定する場所に表示しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第6条 市長は、法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集運搬業の許可若しくは同条第6項に規定する処分業の許可又は法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の範囲の変更の許可をするときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第8号様式)若しくは一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥等)収集運搬業許可証(第9号様式)又は一般廃棄物処分業許可証(第10号様式)(次

[条](#)及び[第9条](#)において「許可証」という。)を交付するものとする。

(令3規則14・一部改正)

(一般廃棄物処理業に係る廃止又は変更の届出)

第7条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書([第11号様式](#))を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、法第7条の2第3項の規定による届出を受けた場合であって、当該届出を行った者の許可証の記載事項に変更が生じたときは、新たに許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の欠格要件に係る届出)

第8条 省令第2条の7に規定する届出書は、[第12号様式](#)によるものとする。

(一般廃棄物処理業者による許可証等の返納)

第9条 一般廃棄物処理業者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、直ちに許可証並びに[第4条第2項](#)の検査証及び[第5条](#)の車両標識(以下「許可証等」という。)を市長に返納しなければならない。

(1) 法第7条の4の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を取り消されたとき。

(2) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を廃止したとき。

(3) 法第7条第2項又は第7項の規定により許可の更新を受けずに当該許可の効力を失ったとき。

(4) 法第7条第2項又は第7項の規定による許可の更新を受け、新たに許可証を交付されたとき。

(5) 法第7条の2第1項の規定により事業の変更の許可を受け、[第6条](#)の規定により新たに許可証を交付されたとき。

(6) [第7条第2項](#)の規定により新たな許可証を交付されたとき。

(7) [次条](#)の規定により許可証等の再交付を受けた後、亡失した許可証等を発見したとき。

(令3規則14・一部改正)

(許可証等の再交付申請)

第10条 一般廃棄物処理業者は、許可証等を紛失したときは、許可証等再交付申請書([第13号様式](#))により速やかに市長に再交付の申請をし、許可証等の再交付を受けなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、許可証等をき損し、又は汚損したときは、許可証等再交付申請書により市長に再交付を申請することができる。この場合において、申請にあつては、そのき損し、又は汚損した許可証等を添えて行わなければならない。

(令3規則14・一部改正)

### 第3章 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等)

第11条 法第8条第2項に規定する申請書は、[第14号様式](#)によるものとする。

2 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、[第15号様式](#)によるものとする。

3 市長は、法第8条第1項の許可又は法第9条第1項の規定による変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設(設置・変更)許可証([第16号様式](#))を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置等の届出)

第12条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書([第17号様式](#))によりしなければならない。

2 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、[第18号様式](#)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請等)

第13条 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、[第19号様式](#)によるものとする。

2 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第8条第1項の一般廃棄物処理施設が同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、一般廃棄物処理施設使用前検査済通知書([第20号様式](#))を交付するものとする。

(特定一般廃棄物最終処分場に係る報告)

第14条 省令第4条の17に規定する報告書は、[第21号様式](#)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第15条 省令第5条の4の2第1項及び省令第5条の9の2第1項に規定する届出書は、[第22号様式](#)によるものとする。

(廃棄物処理施設の欠格要件該当の届出)

第16条 省令第5条の5の3に規定する届出書は、[第23号様式](#)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第17条 省令第5条の5第1項及び省令第5条の10第1項に規定する届出書は、[第24号様式](#)によるものとする。

(最終処分場の廃止の確認の申請等)

第18条 省令第5条の5の2第1項及び省令第5条の10の2第1項に規定する申請書は、[第25号様式](#)によるものとする。

2 市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物処理施設である最終処分場の状況が一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第3項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、一般廃棄物最終処分場廃止確認済通知書([第26号様式](#))を交付するものとする。

(令3規則14・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請等)

第19条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、[第27号様式](#)によるものとする。

2 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、[第28号様式](#)によるものとする。

3 省令第6条第1項に規定する届出書は、[第29号様式](#)によるものとする。

#### 第4章 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の変更届出に係る新たな許可証の交付)

第20条 市長は、法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出を受けた場合であって、当該届出を行った者の許可証の記載事項に変更が生じたときは、新たに許可証を交付するものとする。

(産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の欠格要件該当の届出書の様式)

第21条 省令第10条の10の3又は第10条の24に規定する届出書は、[第12号様式](#)によるものとする。

(平28規則24・一部改正)

(産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者による許可証の返納)

第22条 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者(以下これらの者を「産業廃棄物処理業者等」という。)は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、直ちに当該処理業に係る許可証(以下この条において「許可証」という。)を市長に返納しなければならない。

(1) 法第14条の3の2の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可を取り消されたとき、又は法第14条の6において準用する法第14条の3の2の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消されたとき。

(2) 産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業のいずれかの事業の全部を廃止したとき。

(3) 法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けずに、当該許可の効力を失ったとき。

(4) 法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受け、新たに許可証を交付されたとき。

(5) 法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の規定により事業の変更の許可を受けたとき。

(6) [第20条](#)の規定により新たな許可証を交付されたとき。

(7) [次条](#)の規定により許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したとき。

(許可証の再交付申請)

第23条 [第10条第1項](#)の規定は、産業廃棄物処理業者等について準用する。この場合において、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「産業廃棄物処理業者等」と、「許可証等」とあるのは「当該処理業に係る許可証」と読み替えるものとする。

(令3規則14・一部改正)

#### 第5章 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設に係る使用前の検査の申請等)

第24条 市長は、法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第15条第1項の産業廃棄物処理施設が法第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、産業廃棄物処理施設使用前検査済通知書([第30号様式](#))を交付するものとする。

(平28規則24・一部改正)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第25条 省令第12条の7の17第2項に規定する届出書は、[第31号様式](#)によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書は、[第32号様式](#)によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による変更又は廃止の届出は、産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出事項変更・廃止届出書([様式第33号](#))を提出して行うものとする。

(平28規則24・令3規則14・一部改正)

(最終処分場の廃止の確認の申請等)

第26条 市長は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定により、産業廃棄物処理施設である最終処分場の状況が、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第3項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、産業廃棄物最終処分場廃止確認済通知書([第34号様式](#))を交付するものとする。

(平28規則24・一部改正)

(廃棄物処理施設の欠格要件該当の届出)

第27条 省令第12条の11の3に規定する届出書は、[第23号様式](#)によるものとする。

## 第6章 再生利用業

(再生利用業の指定等)

第28条 省令第2条第2号、省令第2条の3第2号、省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号に規定する市長の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用業個別指定申請書([第35号様式](#))を市長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 取引関係を記載した書類

(3) 生活環境保全上の対策を記載した書類

(4) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

(5) 申請者が法人である場合にはその法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(6) 申請者が個人である場合にはその住民票の写し又はそれに代わる書類

3 市長は、[第1項](#)に規定する申請者が次のいずれかに該当するときは、再生利用個別指定をしてはならない。

(1) 法第14条第5項第2号イからへまで(一般廃棄物を再生利用しようとする場合は法第7条第5項第4号イからルまで)のいずれかに該当している者

(2) [第30条](#)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

4 市長は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用業個別指定証([第36号様式](#)。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(平28規則24・令元規則49・一部改正)

(再生利用個別指定業の範囲の変更)

第29条 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用業個別指定変更指定申請書([第37号様式](#))により市長に当該事業の範囲の変更の申請を行わなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 [前条第2項](#)の規定は、[前項](#)の事業の範囲の変更について準用する。

(再生利用個別指定の取消等)

第30条 市長は、再生利用個別指定業者が法若しくは法に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は再生利用個別指定業者として適当でないと認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

(再生利用業の変更等の届出等)

第31条 再生利用個別指定業者は、その事業の範囲の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に指定証を添えて、再生利用業個別指定(変更・廃止・一部廃止)届出書([第38号様式](#))により市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 氏名又は名称

- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 市長は、[前項](#)の規定による届出が事業の一部廃止又は変更に基づくものである場合であつて、指定証の書き換えを必要とするときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用個別指定業者による指定証の返納)

第32条 再生利用個別指定業者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返納しなければならない。

- (1) [第30条](#)の規定により再生利用個別指定を取り消されたとき。
- (2) 再生利用個別指定に係る事業の全部を廃止したとき。
- (3) [前条第2項](#)の規定により書き換えられた指定証を交付されたとき。
- (4) [次条](#)の規定により指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したとき。

(指定証の再交付申請)

第33条 [第10条](#)の規定は、再生利用個別指定業者について準用する。この場合において、「一般廃棄物処理業者」とあるのは、「再生利用個別指定業者」と、「許可証等」とあるのは「指定証」と読み替えるものとする。

(令3規則14・一部改正)

(再生利用個別指定業者の帳簿記載事項等)

第34条 再生利用個別指定業者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 収集又は運搬年月日
- (2) 運搬方法及び運搬量
- (3) 受入先ごとの受入量
- (4) 受入れ又は再生利用年月日
- (5) 再生利用方法及び再生利用量

2 再生利用個別指定業者は、[前項](#)の帳簿を事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における[前項](#)に規定する事項について記載を終了しなければならない。

3 再生利用個別指定業者は、[第1項](#)の帳簿を1年ごとに閉鎖し、かつ、閉鎖後5年間保存しなければならない。

4 再生利用個別指定業者は、[第1項](#)の規定による帳簿の備付け及び[前項](#)の規定による保存に代えて当該帳簿の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による備付け及び保存を行うことができる。この場合において、当該個別指定業者は、[次の各号](#)のいずれかの方法により備付け及び保存を行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を再生利用個別指定業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって調製する方法
- (2) 帳簿に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を個別指定業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製する方法

5 再生利用個別指定業者は、[前項](#)の規定により電磁的記録の備付け及び保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で当該再生利用個別指定業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(報告)

第35条 再生利用個別指定業者は、毎年6月30日までに再生利用業再生実績報告書([第39号様式](#))により前年度の実績を市長に報告しなければならない。

第7章 維持管理状況及び処理実績報告等

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第36条 ごみ処理施設又はし尿処理施設(法第6条第1項の一般廃棄物処理計画に従い市が設置したし尿処理施設でし尿及び生活雑排水を併せ処理する施設(以下「特定し尿処理施設」という。)を除く。)の管理者は、それらの施設について省令第4条の5第1項第14号又は同条第2項第12号に規定するばい

煙及び水質に関する検査を廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について(昭和46年10月25日環整45号各都道府県・各政令市廃棄物関係担当部(局)長あて厚生省環境衛生局環境整備課長通知。以下「通知」という。)第3の第10項に規定する基準により行い、一般廃棄物処理施設維持管理状況報告書(第40号様式)に従い、毎年度、当該施設の維持管理の状況を取りまとめて、これを当該年度の翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

- 2 一般廃棄物の最終処分場の管理者は、当該施設について一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第10号の水質検査の結果及び当該施設の維持管理の状況を一般廃棄物処理施設維持管理状況報告書に従い、毎年度、取りまとめて、これを当該年度の翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。
- 3 ごみ処理施設又はし尿処理施設(特定尿処理施設を除く。)の管理者は、それらの施設について省令第4条の5第1項第14号又は同条第2項第12号の機能検査を通知第3の第10項に規定する基準により、省令第5条の規定による精密機能検査を通知第3の第11項に規定する基準により行い、当該検査終了後、速やかに、その検査結果を市長に報告しなければならない。
- 4 特定し尿処理施設の管理者は、省令第4条の5第2項第12号の放流水の水質検査を通知第3の第10項に定める基準(当該特定し尿処理施設の処理対象人員が500人以下のものにあっては3か月に1回以上とする。)により行い、特定し尿処理施設放流水水質検査報告書(第41号様式)に従い、毎年度、その検査結果を取りまとめ、これを当該年度の翌年度の4月30日までに市長に報告しなければならない。

(平29規則22・一部改正)

(処理実績報告書の提出)

第37条 法第12条第8項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項について前年度の実績を市長に報告しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 事業場の所在地
- (3) 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
- 2 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項について前年度の実績を市長に報告しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 事業場の所在地
  - (3) 当該特別管理産業廃棄物を生じた施設ごとの発生量
  - (4) 自ら運搬した場合における運搬先ごとの運搬量
  - (5) 自ら処分した場合における処分場所及び処分方法ごとの処分量
  - (6) 運搬又は処分を他人に委託した場合における受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- 3 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項について前年度の実績を市長に報告しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 許可の種類、許可の年月日及び許可番号
  - (3) 委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量
  - (4) 運搬した場合における運搬先ごとの運搬量並びに当該産業廃棄物を引き渡した者の氏名又は名称及び引渡し量
  - (5) 処分した場合における処分場所及び処分方法ごとの処分量及び当該処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量
  - (6) 運搬又は処分を他人に委託した場合における受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
  - (7) 処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を他人に委託した場合における受託者の氏名又は名称、住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
  - (8) 産業廃棄物の処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量

(平28規則24・一部改正)

## 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行日前に[久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条](#)から[第13条](#)までの規定によりなされた申請、処分その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月17日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第22号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第49号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

### [第1号様式\(第3条関係\)](#)

(平29規則22・令元規則49・令3規則14・一部改正)

第1号様式(第3条関係)

(第1面)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書 年 月 日 久留米市長 宛て	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
業 種	<input type="checkbox"/> 収集・運搬 <input type="checkbox"/> 運搬
事業の範囲 (一般廃棄物の種類)	
主たる事務所以外の事務所 及び事業所の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種 類及び数量、設置場所並び に処理能力	
一般廃棄物の保管の場所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
処理を行う区域	
従業者数	
処 理 料 金	
※事 務 処 理 欄	





## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株	出資の額	
		保有する株式の数 又は出資の金額	割合
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本	籍
		住	所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 久留米市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第4面)

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、写真及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図
- 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類
- 4 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税の滞納がない旨を証する書類
- 6 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税並びに国民健康保険料の滞納がない旨を証する書類
- 7 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 8 申請書の2面及び3面に記載した者の住民票の写し並びに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類並びに記載した法人の登記事項証明書

第2号様式(第3条関係)

(第1面)

一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥等)収集運搬業許可申請書 年 月 日 久留米市長 宛て	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥等)の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲 (一般廃棄物の種類)	
収集運搬を行う区域	
主たる事務所以外の事務所及び事業所の所在地	事務所  電話番号
	事業場  電話番号
事業の用に供する施設の 種類及び数量、設置場所及 び処理能力	
従業者数	
し尿の収集運搬料金	
* 事務処理欄	

注：浄化槽汚泥等とは、一般廃棄物処理計画に定めるもの。



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	株主又は出資者	
			保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	割 合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 \*欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 久留米市企業管理者が定める部数を提出すること。

\*手数料欄

(第4面)

添付する書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する車両及び作業用具を記載した書類
- 3 役員及び従業員の名簿
- 4 事務所及び車庫付近の見取図
- 5 事業の用に供する施設の平面図及び写真
- 6 申請者が事業の用に供する車両及び施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類
- 7 事業の用に供する車両の車検証の写し及び写真
- 8 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 9 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書
- 10 申請者が個人である場合には、資産に関する調書
- 11 国税、県税、市税及び国民健康保険料(申請者が個人である場合)の滞納がない旨を証する書類
- 12 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 13 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 14 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する事項に該当しない者であることを誓約する書面
- 15 申請書の2面及び3面に記載した者の住民票の写し並びに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類並びに記載した法人の登記事項証明書
- 16 前号に掲げるもののほか、企業管理者が必要と認める書類

第3号様式(第3条関係)

(第1面)

一般廃棄物処分業許可申請書 年 月 日 久留米市長 宛て	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
業 種	
事業の範囲 (一般廃棄物の種類)	
主たる事務所以外の事務所 及び事業所の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種 類及び数量、設置場所及び 処理能力(埋立処分地であ る場合には、面積及び埋立 容量)	
一般廃棄物の保管の場所	<input type="checkbox"/> 有 <span style="margin-left: 200px;"><input type="checkbox"/> 無</span>
処理方法、構造及び設備	
処理を行う区域	
従業者数	
処理料金	
※事務処理欄	





## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株	出資の額	
		保有する株式の数 又は出資の金額	割合
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本	籍
		住	所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 久留米市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第4面)

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、写真及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)
- 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類
- 4 一般廃棄物の処分(最終処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 6 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税の滞納がない旨を証する書類
- 7 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税並びに国民健康保険料の滞納がない旨を証する書類
- 8 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 9 申請書の2面及び3面に記載した者の住民票の写し並びに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類並びに記載した法人の登記事項証明書

[第4号様式\(第3条関係\)](#)

(平29規則22・令元規則49・令3規則14・一部改正)

第4号様式(第3条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 年 月 日	
久留米市長 宛て	
申請者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許 可 年 月 日	年 月 日 許可番号 第 号
収集運搬業又は処分業の区分	
一般廃棄物の種類	
変更の内容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力(最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株	出資の額	株主又は出資者の氏名	
			保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本籍 住所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日			

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 久留米市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第4面)

添付書類及び図面

1 収集・運搬業及び運搬業

- ① 事業計画の概要を記載した書類
- ② 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、写真及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図
- ③ 申請者が②に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類
- ④ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ⑤ 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税の滞納がない旨を証する書類
- ⑥ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税並びに国民健康保険料の滞納がない旨を証する書類
- ⑦ 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ⑧ 申請書の2面及び3面に記載した者の住民票の写し並びに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類並びに記載した法人の登記事項証明書

2 処分業

- ① 事業計画の概要を記載した書類
- ② 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、写真及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)
- ③ 申請者が②に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類
- ④ 一般廃棄物の処分(最終処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- ⑤ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ⑥ 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税の滞納がない旨を証する書類
- ⑦ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税並びに国民健康保険料の滞納がない旨を証する書類
- ⑧ 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ⑨ 申請書の2面及び3面に記載した者の住民票の写し並びに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類並びに記載した法人の登記事項証明書

第5号様式(第4条関係)

No. \_\_\_\_\_

一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥等)収集運搬業  
施設機材検査証

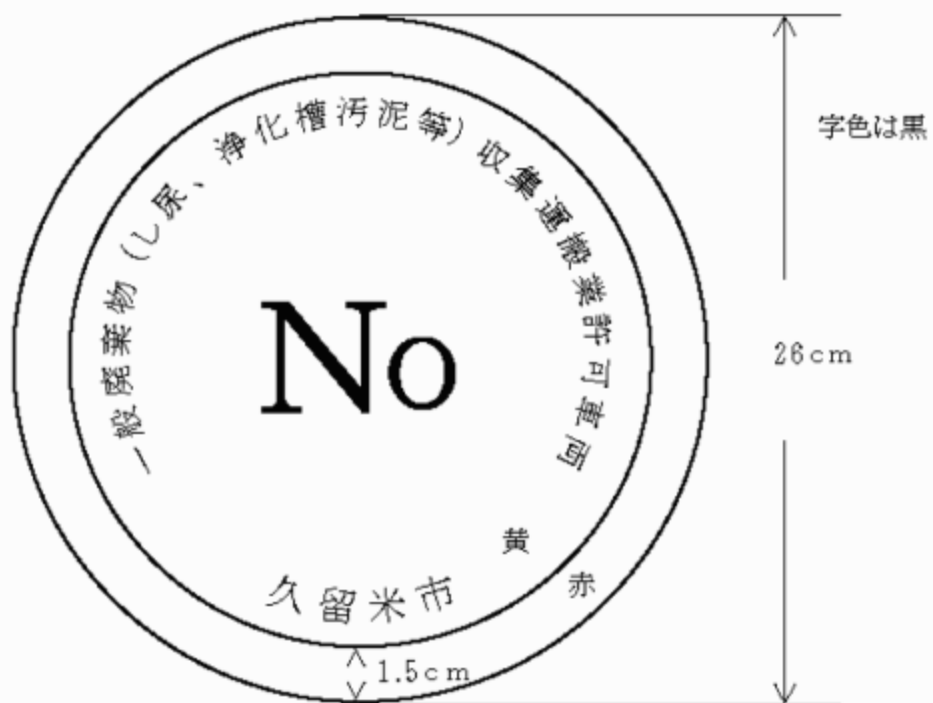
営業所所在地	
法人名又は商号	
氏名(代表者)	

年 月 日

久留米市長 印



第6号様式(第5条関係)



[第7号様式\(第5条関係\)](#)

第7号様式(第5条関係)

年度  
一般廃棄物収集運搬業許可車両  
(許可番号)

号  
久留米市

第8号様式(第6条関係)

年 月 日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所  
名 称  
氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長

印

記

許可番号	一般廃棄物 収集・運搬 許可 第 号
許可期限	年 月 日 ~ 年 月
業 種	<input type="checkbox"/> 収集・運搬 <input type="checkbox"/> 運搬
一般廃棄物の種類	
事業の範囲	
処理を行う区域	久留米市内
許可の条件	

第9号様式(第6条関係)

No. \_\_\_\_\_

一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥等)収集運搬業許可証

営業所所在地	
法人名又は商号 氏名(代表者)	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件	
許可の区域	
搬入先	

上記のとおり許可する。

年 月 日

久留米市長

印

第10号様式(第6条関係)

年 月 日

一般廃棄物処分業許可証

住 所

名 称

氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長

印

記

許 可 番 号	一般廃棄物 処分 許可 第 号
許 可 期 限	年 月 日 ~ 年 月 日
業 種	
一般廃棄物の種類	
事業の範囲	
処理を行う区域	久留米市内
許可の条件	

[第11号様式\(第7条関係\)](#)

(平29規則22・令3規則14・一部改正)

第11号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理業 廃止 変更 届出書		
久留米市長	宛て  年 月 日	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(省令第2条の6第1項第2号に掲げる事項を除く。)		
変更した事項の内容(省令第2条の6第1項第2号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止又は変更の理由		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

[第12号様式\(第8条及び第21条関係\)](#)

(平29規則22・令3規則14・一部改正)

第12号様式(第8条及び第21条関係)

<p>廃棄物処理業欠格要件該当届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>久留米市長 宛て</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>廃棄物処理業</p>	<p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業</p> <p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業</p> <p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業</p> <p><input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業</p> <p><input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業</p>
<p>許可年月日及び許可番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
<p>該当するに至った欠格要件及び具体的事由</p>	
<p>欠格要件に該当するに至った年月日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>備考 <input type="checkbox"/>印の箇所は該当するものにレ印を付けること。</p>	

第13号様式(第10条、第23条及び第33条関係)

許 可 証 等 再 交 付 申 請 書 年 月 日	
久留米市長 宛て	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
許可証等の再交付を受けたいので、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条(第23条・第33条)の規定により、次のとおり申請します。	
再交付の申請をする許可証等の種類	
許可(指定)年月日	年 月 日
許可(指定)番号	第 号
再交付申請の理由	
備考 許可証等をき損し、又は汚損したために再交付を申請する場合は、その許可証等を添付すること。	

[第14号様式\(第11条関係\)](#)

(平28規則24・平29規則22・令元規則49・令3規則14・一部改正)



一般廃棄物処理施設設置許可申請書													
久留米市長	宛て												
年 月 日													
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号													
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。													
一般廃棄物処理施設の設置の場所													
一般廃棄物処理施設の種類													
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)													
着工予定年月日													
使用開始予定年月日													
* 許可の年月日													
* 許可番号													
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup>/日( )時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">t/日( )時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup>/時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">t/時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">面積</td> <td style="text-align: right;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">埋立容量</td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup></td> </tr> </table>		m <sup>3</sup> /日( )時間		t/日( )時間		m <sup>3</sup> /時間		t/時間	面積	m <sup>2</sup>	埋立容量	m <sup>3</sup>
	m <sup>3</sup> /日( )時間												
	t/日( )時間												
	m <sup>3</sup> /時間												
	t/時間												
面積	m <sup>2</sup>												
埋立容量	m <sup>3</sup>												
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置												
	一般廃棄物処理施設の処理方式												
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備												
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量												
	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)												
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値												
その他一般廃棄物処理施設の構造に関する事項													
※事務処理欄													

## (第2面)

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値			
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項			
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)				
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有一般廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処理	委託処理
		処分方法		
	汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処理	委託処理
		処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分の場合)				
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項				



## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

## 備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、破砕施設、焼却施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系等図
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 焼却灰等の処分方法は、政令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 汚泥等の処分方法は、政令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 廃石綿等は石綿含有一般廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、政令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 久留米市長が定める部数を提出すること。

\* 手数料欄

添付書類及び図面

- 1 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
- 5 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
- 6 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 7 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 8 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税の滞納がない旨を証する書類
- 9 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び市税並びに国民健康保険料の滞納がない旨を証する書類
- 10 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書の謄本
- 11 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとする。以下同じ。)
- 12 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 13 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 14 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し
- 15 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本
- 16 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
久留米市長		宛て	
		年 月 日	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前	変更後
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	△一般廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
* 許可の年月日		年 月 日	
* 許可番号			
* 事務処理欄			



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

## 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、破碎施設、焼却施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系等図
  - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排出基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 久留米市長が定める部数を提出すること。

\* 手数料欄



(第4面)

添付書類及び図面

- 1 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 2 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 5 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
- 6 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 7 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 8 省令第3条第5項第7号から第15号までに掲げる書類

第16号様式(第11条関係)

年 月 日

一般廃棄物処理施設設置・変更許可証

住 所

名 称

氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 第9条第1項 の規定により 設置 変更 の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

久留米市長

印

記

許 可 年 月 日	許可番号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
許 可 の 条 件	
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
教 示	

[第17号様式\(第12条関係\)](#)

(平29規則22・令3規則14・一部改正)

(表面)

一般廃棄物処理施設設置届出書 年 月 日 久留米市長 宛て	
届出者 住所 名称 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
着工予定年月日	
使用開始予定年月日	
* 届出年月日	
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に 量 伴い生 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造に関する事項	
※事務処理欄	

(裏面)

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値			
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項			
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)				
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有一般廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処理	委託処理
		処分方法		
	汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処理	委託処理
		処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分の場合)				
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項				
添付書類及び図面				
1 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類				
2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書				
3 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面				
4 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図				
5 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図				
備考				
1 ※欄は記入しないこと。				
2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合にあつては、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。				
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。				
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系等図				
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。				
6 久留米市長が定める部数を提出すること。				

[第18号様式\(第12条関係\)](#)

(平28規則24・平29規則22・令3規則14・一部改正)

(表面)

<p>一般廃棄物処理施設変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>久留米市長 宛て</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 名称 代表者の氏名 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p>															
一般廃棄物処理施設の設置の場所															
一般廃棄物処理施設の種類															
届出 年 月 日															
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup>/日( )時間</td> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup>/日( )時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">t/日( )時間</td> <td style="text-align: center;">t/日( )時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup>/時間</td> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup>/時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">t/時間</td> <td style="text-align: center;">t/時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面積 m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">面積 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">埋立容量 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">埋立容量 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	m <sup>3</sup> /日( )時間	m <sup>3</sup> /日( )時間	t/日( )時間	t/日( )時間	m <sup>3</sup> /時間	m <sup>3</sup> /時間	t/時間	t/時間	面積 m <sup>2</sup>	面積 m <sup>2</sup>	埋立容量 m <sup>3</sup>	埋立容量 m <sup>3</sup>
	変更前	変更後													
	m <sup>3</sup> /日( )時間	m <sup>3</sup> /日( )時間													
	t/日( )時間	t/日( )時間													
m <sup>3</sup> /時間	m <sup>3</sup> /時間														
t/時間	t/時間														
面積 m <sup>2</sup>	面積 m <sup>2</sup>														
埋立容量 m <sup>3</sup>	埋立容量 m <sup>3</sup>														
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立量)															
△一般廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画															
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画															
変更の理由															
着工予定年 月 日															
使用開始予定年 月 日															
* 事務処理欄															

(裏面)

添付書類及び図面

- 1 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 2 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 5 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらにごみ処理施設の場合にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系等図
  - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 久留米市長が定める部数を提出すること。

第19号様式(第13条関係)

<p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設使用前検査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>久留米市長 宛て</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を関係図面等を添えて申請します。</p>	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※ 受付欄	
<p>備考</p> <p>1 ※印の欄は記入しないこと。</p> <p>2 竣工図面(施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図)その他参考となる書類又は図面を添付すること。</p>	

第20号様式(第13条関係)

一 般 廃 棄 物 処 理 施 設  
使 用 前 検 査 済 通 知 書

住所

氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、下記一般廃棄物処理施設について、 年 月 日に検査した結果、同法第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合したものであることを確認したので通知します。

年 月 日

久留米市長

印

記

1 許可年月日

2 許可番号 第 号

3 施設の種類

4 施設の設置場所

[第21号様式\(第14条関係\)](#)

(平29規則22・令3規則14・一部改正)



第21号様式(第14条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書( 年度)	
年 月 日	
久留米市長	宛て
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月日	
埋立終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※ 事 務 処 理 欄	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年総理府・厚生省令第2号)第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	

[第22号様式\(第15条関係\)](#)

(平28規則24・平29規則22・令3規則14・一部改正)

第22号様式(第15条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日
久留米市長 宛て		
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
一般廃棄物処理施設の軽微な変更をしたので、廃棄物処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可(届出) 年 月 日 第 号
変更内容(軽微な変更等の場合)	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△省令第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更	
廃止若しくは休止又は再開の理由(廃止若しくは休止又は再開がある場合)		(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日(廃止若しくは休止又は再開がある場合)		年 月 日 第 号
※ 事 務 処 理 欄		
添付書類		
1 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書		
2 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類		
備考		
1 ※欄は記入しないこと。		
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

[第23号様式\(第16条及び第27条関係\)](#)

(平28規則24・平29規則22・令3規則14・一部改正)

第23号様式(第16条及び第27条関係)

廃棄物処理施設欠格要件該当届出書 年 月 日	
久留米市長 宛て	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。	
廃棄物処理施設	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設
処理施設の設置場所	
処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
備考 <input type="checkbox"/> 印の箇所は該当する者にレ印を付けること。	

[第24号様式\(第17条関係\)](#)

(平28規則24・平29規則22・令3規則14・一部改正)

第24号様式(第17条関係)

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 年 月 日 久留米市長 宛て		
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名	電話番号
最終処分場の種類		
設置場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号	
埋立地の面積、埋立の深さ及び覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup>	埋立の深さ m
※ 事務処理欄		

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び量	種 類	数 量(m <sup>3</sup> )	性 状
注 1 ※印の欄は、記入しないこと。 2 次の書類及び図面を添付すること。 (1) 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 当該施設の周辺の地図 (3) 埋立処分の終了から廃止までの維持管理の方法を明らかにする書類			

[第25号様式\(第18条関係\)](#)

(平28規則24・平29規則22・令3規則14・一部改正)

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	
年 月 日	
久留米市長 宛て	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋め立てた一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種 類
	数 量(m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立の深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	

(裏)

埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事務処理欄	
<p>注 1 ※印の欄は、記入しないこと。</p> <p>2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</p> <p>3 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。</p> <p>4 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。</p> <p>5 次の書類及び図面を添付すること。</p> <p>(1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 当該最終処分場の周辺の地図</p> <p>(3) 基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類</p> <p>(4) 申請の直前の2年以上にわたり行った基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類</p> <p>(5) その他参考となる書類及び図面</p>	

第26号様式(第18条関係)

一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場  
廃 止 確 認 済 通 知 書

住所  
氏名

年 月 日付で廃止確認申請された下記一般廃棄物処理施設については、  
年 月 日に実地の検査を実施した結果、最終処分場の廃止の確認をしまし  
たので通知します。

年 月 日

久留米市長

印

記

- 1 許 可 番 号 第 号
- 2 施 設 の 種 類
- 3 施 設 の 設 置 場 所

[第27号様式\(第19条関係\)](#)

(平28規則24・平29規則22・令元規則49・令3規則14・一部改正)



第27号様式(第19条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設 譲受け 借受け		許可申請書
久留米市長 宛て		年 月 日
		申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
一般廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。		
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
※ 譲受等の許可年月日	年 月 日	
※ 譲受等の許可番号		
※ 事務処理欄		



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株	出資の額	株主又は出資者の氏名	
			生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合
			本籍	住所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所	
		本籍	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 久留米市長が定める部数を提出すること。

\* 手数料欄

(第4面)

添付書類及び図面

- 1 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 2 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 3 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人の市町村民税及び法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 4 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の個人の市町村民税及び所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 5 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書の謄本
- 6 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとする。以下同じ。)
- 7 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 8 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 9 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し
- 10 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本
- 11 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

合併・分割認可申請書	
久留米市長	宛て
年 月 日	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により同外一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
合併又は分割の方法及び条件	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の時期	
※ 認可年月日	年 月 日
※ 認可番号	
※ 事務処理欄	





## (第4面)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株	出資の額		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

## 備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 申請者の欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 「法第7条第5項第4号ヌに規定する役員」の欄から「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者」の欄までの各欄については、該当するすべての者について記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書類に記載し、その書面を添付すること。

※手数料欄



添付書類

- 1 合併契約書又は分割契約書の写し
- 2 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次の書類
  - (1) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - (2) 定款及び登記簿の謄本
  - (3) 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
  - (4) 法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し
  - (5) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本
  - (6) 政令第4条の7に規定する使用人があるときは、そのものの住民票の写し
  - (7) 現に行っている事業の概要を説明する書類
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次の書類
  - (1) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
  - (2) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - (3) 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
  - (4) 法第7条第5項第4号ヌに規定する役員となる者の住民票の写し
  - (5) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合には、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本
  - (6) 政令第4条の7に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し

第29号様式(第19条関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設相続届出書 年 月 日 久留米市長 宛て 届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※ 事務処理欄	

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

添付書類

- 被相続人と続柄を証する書類
- 住民票の写し
- 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書類
- 相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 相続人に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

※手数料欄

[第30号様式\(第24条関係\)](#)

(平28規則24・一部改正)

第30号様式(第24条関係)

産 業 廃 棄 物 処 理 施 設  
使 用 前 検 査 済 通 知 書

住所  
氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、下記産業廃棄物処理施設について、 年 月 日に検査した結果、同法第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合したものであることを確認したので通知します。

年 月 日

久留米市長

印

記

1 許可年月日

2 許可番号 第 号

3 施設の種類

4 施設の設置場所

[第31号様式\(第25条関係\)](#)

(令3規則14・全改)

第31号様式(第25条関係)

産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出書		年 月 日
久留米市長	宛て	
		届出者 住所 名称 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p>		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日	年	月 日
産業廃棄物処理施設に係る許可番号	第	号
産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	面積	$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$ $m^2$ $m^3$
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み		
省令第12条の7の16第2項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	時期	地域
一般廃棄物の処理の開始年月日		
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し</li> <li>2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類</li> <li>ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類</li> <li>ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類</li> <li>ニ 政令第5条の9に規定する認定証の写し</li> </ol> </li> <li>3 久留米市長が定める部数を提出すること。</li> </ol>		

備考 当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該一般廃棄物を処理するときは、その処理を開始した後、遅滞なく提出すること。

[第32号様式\(第25条関係\)](#)

(令3規則14・全改)

第32号様式(第25条関係)

受 理 書

年 月 日

様

久留米市長

印

年 月 日付の産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出書を受理しました。

記

- 1 届出者住所氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）
- 2 産業廃棄物施設の設置の場所
- 3 産業廃棄物施設の種類
- 4 処理する一般廃棄物の種類
- 5 産業廃棄物施設に係る許可の年月日及び許可番号
- 6 産業廃棄物施設に係る許可に付された条件
- 7 非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域（省令第12条の7の16第2項の場合）

[第33号様式\(第25条関係\)](#)

(平28規則24・平29規則22・令3規則14・一部改正)

第33号様式(第25条関係)

産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出事項変更(廃止)届出書		
		年 月 日
久留米市長	宛て	
届出者 住所 名称 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
設置届出の年月日及び受理番号	年 月 日 第 号	
産業廃棄物処理施設の種類	変更前	変更後
処理する産業廃棄物の種類	変更前	変更後
変更年 月 日	年 月 日	
一般廃棄物処理事業の廃止年月日	年 月 日	
備考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業廃棄物処理施設の種類の、省令第12条の7の16各号に掲げる施設の種類の従って記載すること。</li> <li>2 処理する産業廃棄物の種類の、省令第12条の7の16各号に掲げる施設について、当該各号に定める廃棄物の種類の従って記載すること。</li> <li>3 省令第12条の7の17第4項に規定する受理証を添えて届け出ること。</li> <li>4 変更又は廃止の日から10日以内に届け出ること。</li> <li>5 久留米市長が定める部数を提出すること。</li> </ol>		

[第34号様式\(第26条関係\)](#)

第34号様式(第26条関係)

産業廃棄物最終処分場  
廃止確認済通知書

住所  
氏名

年 月 日付で廃止確認申請された下記産業廃棄物処理施設については、  
年 月 日に実地の検査を実施した結果、最終処分場の廃止の確認をしまし  
たので通知します。

年 月 日

久留米市長

印

記

- 1 許可番号 第 号
- 2 施設の種類
- 3 施設の設置場所

[第35号様式\(第28条関係\)](#)

(平29規則22・令3規則14・一部改正)



第35号様式(第28条関係)

再生利用業個別指定申請書	
久留米市長 宛て	年 月 日
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
再生利用業の個別指定を受けたいので、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第28条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。	
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別
	取り扱う廃棄物の種類
事務所及び事業場の所在地	
再生利用の目的	
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量及び設置場所
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地
	再生利用により得られる有用物の利用方法
事業開始予定年月日	
添付書類 1 事業計画の概要を記載した書類 2 取引関係を記載した書類 3 生活環境保全上の対策を記載した書類 4 再生活用において生じる廃棄物の処理方法を記載した書類 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類	

第36号様式(第28条関係)

再生利用業個別指定証

住 所  
氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 条 第 号の規定により下記のとおり再生利用業個別指定を受けた者であることを証明する。

年 月 日

久留米市長 印

記

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
事 業 の 範 囲	再生活用及び再生輸送の別
	取り扱う廃棄物の種類
再 生 品 名	
再 生 利 用 の 方 法	
取 引 関 係	

[第37号様式\(第29条関係\)](#)

(平29規則22・令3規則14・一部改正)

第37号様式(第29条関係)

再生利用業個別指定変更指定申請書			
久留米市長	宛て	年 月 日	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
再生利用業個別指定の変更指定を受けたいので、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第29条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。			
指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号	第 号		
変 更 の 内 容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変 更 の 理 由			
変 更 に 係 る 再 生 利 用 の 方 法			
変 更 に 係 る 取 引 関 係			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		
添付書類 1 事業計画の概要を記載した書類 2 取引関係を記載した書類 3 生活環境保全上の対策を記載した書類 4 再生活用において生じる廃棄物の処理方法を記載した書類 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類			

[第38号様式\(第31条関係\)](#)

(平29規則22・令3規則14・一部改正)

第38号様式(第31条関係)

再生利用業個別指定(変更・廃止・一部廃止)届出書			
久留米市長 宛て		年 月 日	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第31条第1項の規定により再生利用業個別指定の(変更・廃止・一部廃止)について、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。			
指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号	第 号		
変 更 の 内 容	住 所	変 更 前	変 更 後
	氏名又は名称		
	事務所の所在地		
	事業場の所在地		
	再生利用の目的		
	再生利用の方法		
	取引関係		
廃止した事業の範囲			
( 変 更 ・ 廃 止 ・ 一 部 廃 止 ) 年 月 日	年 月 日		
備考 変更若しくは一部廃止届を提出することにより指定証の記載事項に変更を生ずる場合又は廃止届出を提出する場合は、指定証を添付すること。			

[第39号様式\(第35条関係\)](#)

(平29規則22・令3規則14・一部改正)

久留米市長 宛て

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第35条の規定により、廃棄物の再生利用の実績について、次のとおり報告します。

指定の区分	再生輸送 ・ 再生活用		指定番号	第 号		指定年月日	年 月 日				
廃棄物の種類	排出事業場	再生輸送した場合			再生活用した場合		再生活用後の廃棄物の処理				
	住所、氏名又は名称	再生輸送先の住所 氏名又は名称	再生輸送先の 再生活用方法	再生 輸送量	再生活用 方法	再生 活用量	自ら処分した場合		処分を委託した場合		
							処分方法	処分量	委託先の住所、氏名	処分方法	委託量
合 計				t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>

- 備考 1 この報告書には、前年4月1日から3月31日までの1年分を記載し、6月30日までに提出すること。  
 2 「指定の区分」欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
 3 廃棄物の種類ごとに、かつ、排出事業者ごとにとりまとめて記載すること。

[第40号様式その1\(第36条関係\)](#)

(平29規則22・令3規則14・一部改正)

一般廃棄物処理施設維持管理状況報告書(し尿処理施設)

( 年度分)

年 月 日

久留米市長 宛て

住所

氏名

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第36条第1項の規定により一般廃棄物処理施設(し尿処理施設)の維持管理状況について、次のとおり報告します。

施設名		処理方式		処理能力 kl/日		汚泥処理方法									
施設所在地				技術管理者職氏名											
項目		月												備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
投入量 (kl/日)	し尿	最大													
		最小													
		平均													
	浄化槽汚泥	最大													
		最小													
		平均													
希釈水 (m <sup>3</sup> /日)		最大													
		最小													
		平均													
搬出汚泥量 (m <sup>3</sup> /日)		最大													
		最小													
		平均													
塩素使用量 (kg/日)		最大													
		最小													
		平均													
放流水水質 (日間平均値)	測定月日														
	pH														
	BOD(mg/l)														
	COD(mg/l)														
	SS(mg/l)														
	大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )														
	塩素イオン(mg/l)														
	窒素含有量(mg/l)														
	磷含有量(mg/l)														

備考 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追記すること。

久留米市長 宛て

住 所  
氏 名

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第36条第1項の規定により一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)の維持管理状況について、次のとおり報告します。

施設名		処理方式	集塵方式	処理能力 t/日	ガス冷却方法									
通風方式		施設所在地			技術管理者職氏名									
項 目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備 考
		ごみ投入量 (t/日)	最大 最小 平均											
ごみ投入日数 (日)	最大 最小 平均													
補助燃料使用量 (l/日)	最大 最小 平均													
焼却実働時間 (h/日)	最大 最小 平均													
薬剤使用量 (kg/日)	最大 最小 平均													
焼 却 灰	発 生 量 (l/日)	最大 最小 平均												
	熱しゃく減量 (%)	最大 最小 平均												
燃焼室出口温度 (日平均℃)		最大 最小 平均												
燃焼室出口酸素濃度 (日平均%)		最大 最小 平均												
集じん器流入燃焼ガス温度 (℃)		最大 最小 平均												
放 流 水 質	測定月日													
	pH													
	BOD (mg/l)													
	COD (mg/l)													
	SS (mg/l)													
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )													

備考 1 ごみ投入量の「平均」欄は、月間投入量を投入日数で除した数値を記載し、「備考」に年間総ごみ投入量を記載すること。

2 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追記すること。

施設名	
-----	--

(1) ごみ質

		第1回	第2回	第3回	第4回
測定年月日					
天候					
気温(℃)					
ごみの種類組成(%)	紙、布類				
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類				
	木、竹、わら類				
	ちゅう芥類				
	不燃物類				
その他					
単位容積重量(kg/m <sup>3</sup> )					
ごみの3成分(%)	水分				
	灰分				
	可燃分				
低位発熱量(計算値)Kcal/kg					
低位発熱量(実績値)Kcal/kg					

(2) 放流水の水質(有害物質等)

測定年月日	
測定年月日	
カドミウム及びその化合物(mg/l)	
鉛及びその化合物(mg/l)	
シアン化合物(mg/l)	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(mg/l)	
砒素及びその化合物(mg/l)	
ダイオキシン類(pg/l)	

(3) 排ガス濃度等

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	備考
測定年月日							
排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)							
酸素濃度(%)							
一酸化炭素濃度(ppm)							
硫黄酸化物(Nm <sup>3</sup> /h)							
ばいじん(g/Nm <sup>3</sup> )							
塩化水素(mg/Nm <sup>3</sup> )							
窒素酸化物(ppm)							
ダイオキシン類(ng/Nm <sup>3</sup> )							

(4) ばいじん、焼却灰中のダイオキシン類含有量

測定年月日							備考
測定年月日							
ばいじん(ng/g)							
焼却灰(ng/g)							
混合灰(ng/g)							

(5) 資源化回収量

	回収方法 (処理前選別、事前選別等)	回収量 (t/年)	売却量 (t/年)
鉄類			
アルミ類			
びん類、ガラス類			
紙類			
布類			
プラスチック類			
その他			

- 備考 1 ダイオキシン類は、毒性等量(TEQ)で記載すること。  
 2 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追加すること。



第40号様式その3(第36条関係)

一般廃棄物処理施設維持管理状況報告書(粗大ごみ処理・リサイクル施設)

( 年度分)

年 月 日

久留米市長 宛て

住所

氏名

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第36条第1項の規定により一般廃棄物処理施設(粗大ごみ処理・リサイクル施設)の維持管理状況について、次のとおり報告します。

施設名	処理方式	処理能力 t/日	処理対象物
施設所在地		技術管理者職氏名	

項	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
		ごみ搬入量 (t/日)	最大											
最小														
平均														
ごみ施設投入量 (t/日)	最大													
	最小													
	平均													
施設実働時間 (t/日)	最大													
	最小													
	平均													
残渣発生量 (t/日)	最大													
	最小													
	平均													
ごみの種類組成 (%)	測定年月日													

資源化回収量		回収方法 (処理前選別、事前選別等)	回収量 (t/年)	売却量 (t/年)
		鉄類		
アルミ類				
びん類、ガラス類				
紙類				
布類				
プラスチック類				
その他				

[第40号様式その4\(第36条関係\)](#)

(平29規則22・全改、令3規則14・一部改正)

一般廃棄物処理施設維持管理状況報告書 (最終処分場)  
( 年度分)

年 月 日

久留米市長宛て

住所  
氏名

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第36条第2項の規定により、一般廃棄物処理施設(最終処分場)の維持管理状況について、次のとおり報告します。

施設名	埋立方式	総面積 m <sup>2</sup>	埋立地面積 m <sup>2</sup>	埋立容量 m <sup>3</sup>	埋立対象物
施設所在地	浸出水処理方式	処理能力 m <sup>3</sup> /日		技術管理者職氏名	

埋立処分量	m <sup>3</sup>	累積埋立処分量	m <sup>3</sup>	残余容量	m <sup>3</sup>
覆土量	m <sup>3</sup>	累積覆土量	m <sup>3</sup>		
計	m <sup>3</sup>	計	m <sup>3</sup>		

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
放 流 水 質	測定日													
	pH													
	BOD (mg/l)													
	COD (mg/l)													
	SS (mg/l)													
	大腸菌群数 (個/cm <sup>2</sup> )													
	窒素含有量 (mg/l)													
	磷含有量 (mg/l)													
	測定月日			測定月日						測定月日				
	アミン水銀化合物 (mg/l)			1, 1, 1-トリクロエタン (mg/l)						1, 1, 1-トリクロエタン抽出物質含有量 (動物油脂肪類含有量)				
	水銀及びアミン水銀その他の水銀化合物 (mg/l)			1, 1, 2-トリクロエタン (mg/l)										
	トリメチル及びその化合物 (mg/l)			1, 3-ジクロロプロペン (mg/l)										
	トリメチル及びその化合物 (mg/l)			チウラム (mg/l)						フェノール類含有量 (mg/l)				
	鉛及びその化合物 (mg/l)			シマジン (mg/l)						銅含有量 (mg/l)				
有機磷化合物 (mg/l)			チオベンカルブ (mg/l)						亜鉛含有量 (mg/l)					
六価クロム化合物 (mg/l)			ベンゼン (mg/l)						溶解性鉄含有量 (mg/l)					
砒素及びその化合物 (mg/l)			セレン及びその化合物 (mg/l)						溶解性マンガン含有量 (mg/l)					
シアン化合物 (mg/l)			1, 4-ジクロロベンゼン (mg/l)						クロム含有量 (mg/l)					
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)			ほう素及びその化合物 (mg/l)						ダイオキシン類 (pg/l)					
トリクロエチレン (mg/l)			ふつ素及びその化合物 (mg/l)											
テトラクロエチレン (mg/l)			アンモニア、アミン化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)											
ジクロロメタン (mg/l)														
四塩化炭素 (mg/l)														
1, 2-ジクロロエタン (mg/l)			1, 1, 1-トリクロエタン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)											
1, 1-ジクロロエチレン (mg/l)														
シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/l)														

- 備考 1 ダイオキシン類は、毒性等量(TEQ)で記載すること。  
2 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追記すること。

施設名	
-----	--

項目		月												備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
測定日															
電気伝導率															
塩化物イオン	(mg/l)														
採取場所															
測定月日															
周	pH														
	大腸菌群数 (個/cm <sup>2</sup> )														
縁	メチル水銀 (mg/l)														
	総水銀 (mg/l)														
地	銅 (mg/l)														
	鉛 (mg/l)														
下	六価クロム (mg/l)														
	砒素 (mg/l)														
水	全シアン (mg/l)														
	ボリ塩化ヒドリン (mg/l)														
水	トリクロロエチレン (mg/l)														
	テトラクロロエチレン (mg/l)														
水	ジクロロメタン (mg/l)														
	四塩化炭素 (mg/l)														
水	1,2-ジクロロエタン (mg/l)														
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)														
水	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)														
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)														
質	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)														
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)														
質	チウラム (mg/l)														
	シマジン (mg/l)														
質	チオベンカルブ (mg/l)														
	ベンゼン (mg/l)														
質	セレン (mg/l)														
	1,4-ジクロロベンゼン (mg/l)														
質	クロロエチレン (mg/l)														
	ダイオキシン類 (pg/l)														

- 備考 1 ダイオキシン類は、毒性等量(TEQ)で記載すること。  
 2 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追記すること。

特定し尿処理施設放流水水質検査報告書

( 年度分)

年 月 日

久留米市長宛て

住 所

氏 名

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第36条第4項の規定により、特定し尿処理施設放流水水質検査について、次のとおり報告します。

施設名	処理方法	処理能力 m <sup>3</sup> /日	汚泥処理方法
施設所在地	計画処理人口 人	実人口 人	技術管理者職氏名

項 目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備 考																																																																																																																																																																																																																						
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	最大																最小															平均														塩素使用量 (kg/日)	最大														最小														平均														放 流 水 質  (日 間 平 均 値)	測定月日														PH														BOD (mg/l)														COD (mg/l)														SS (mg/l)														大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )														塩素イオン (mg/l)														窒素含有量 (mg/l)														りん含有量 (mg/l)																									
	最小															平均														塩素使用量 (kg/日)	最大														最小															平均														放 流 水 質  (日 間 平 均 値)	測定月日														PH															BOD (mg/l)														COD (mg/l)														SS (mg/l)														大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )														塩素イオン (mg/l)														窒素含有量 (mg/l)														りん含有量 (mg/l)																																								
	平均														塩素使用量 (kg/日)	最大															最小														平均															放 流 水 質  (日 間 平 均 値)	測定月日															PH															BOD (mg/l)														COD (mg/l)														SS (mg/l)														大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )														塩素イオン (mg/l)														窒素含有量 (mg/l)														りん含有量 (mg/l)																																																					
塩素使用量 (kg/日)	最大															最小															平均														放 流 水 質  (日 間 平 均 値)	測定月日															PH															BOD (mg/l)															COD (mg/l)														SS (mg/l)														大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )														塩素イオン (mg/l)														窒素含有量 (mg/l)														りん含有量 (mg/l)																																																																			
	最小															平均														放 流 水 質  (日 間 平 均 値)	測定月日															PH															BOD (mg/l)															COD (mg/l)															SS (mg/l)														大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )														塩素イオン (mg/l)														窒素含有量 (mg/l)														りん含有量 (mg/l)																																																																																	
	平均														放 流 水 質  (日 間 平 均 値)	測定月日															PH															BOD (mg/l)															COD (mg/l)															SS (mg/l)															大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )														塩素イオン (mg/l)														窒素含有量 (mg/l)														りん含有量 (mg/l)																																																																																															
放 流 水 質  (日 間 平 均 値)	測定月日															PH															BOD (mg/l)															COD (mg/l)															SS (mg/l)															大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )															塩素イオン (mg/l)														窒素含有量 (mg/l)														りん含有量 (mg/l)																																																																																																													
	PH															BOD (mg/l)															COD (mg/l)															SS (mg/l)															大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )															塩素イオン (mg/l)															窒素含有量 (mg/l)														りん含有量 (mg/l)																																																																																																																											
	BOD (mg/l)															COD (mg/l)															SS (mg/l)															大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )															塩素イオン (mg/l)															窒素含有量 (mg/l)															りん含有量 (mg/l)																																																																																																																																									
	COD (mg/l)															SS (mg/l)															大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )															塩素イオン (mg/l)															窒素含有量 (mg/l)															りん含有量 (mg/l)																																																																																																																																																								
	SS (mg/l)															大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )															塩素イオン (mg/l)															窒素含有量 (mg/l)															りん含有量 (mg/l)																																																																																																																																																																							
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )															塩素イオン (mg/l)															窒素含有量 (mg/l)															りん含有量 (mg/l)																																																																																																																																																																																						
	塩素イオン (mg/l)															窒素含有量 (mg/l)															りん含有量 (mg/l)																																																																																																																																																																																																					
	窒素含有量 (mg/l)															りん含有量 (mg/l)																																																																																																																																																																																																																				
	りん含有量 (mg/l)																																																																																																																																																																																																																																			

備考 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追記すること。